

## 愛媛県個人情報保護条例（現行条例）の骨子

## 第1 目的（第1条）

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## 第2 実施機関（第2条）

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会

## 第3 事務の登録及び閲覧（第7条）

実施機関は、個人情報取扱事務について、登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

## 第4 収集の制限（第8条）

実施機関は、個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にし、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、原則として本人から収集しなければならない。

## 第5 利用及び提供の制限（第9条）

実施機関は、原則として目的以外の目的のために、個人情報を利用・提供してはならない。

## 第6 オンライン結合による提供の制限（第10条）

実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるとき以外は、オンライン結合により、個人情報を提供してはならない。

## 第7 正確性及び安全性の確保（第12条）

実施機関は、個人情報を正確かつ最新の内容に保ち、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに消去しなければならない。

## 第8 職員の義務（第13条）

実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第9 委託に伴う措置等（第14条）

実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの（公の施設の管理を行う指定管理者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第10 開示の請求（第15条）

何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる。また、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示の請求をすることができる。

## 第11 個人情報の開示義務等（第17条）

実施機関は、開示請求があったときは、個人情報を開示しなければならない。

## 第12 非開示情報（第17条）

## (1) 請求者以外の個人に関する情報

開示請求者以外の者の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあるもの

## (2) 評価等に関する情報

個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の評価、診断、選考、指導、相談等に支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 法人等に関する情報

法人等に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(4) 法令秘情報

法令等の規定により開示することができない個人情報及び法定受託事務に関して、主務大臣等から個人情報の本人に開示してはならない旨の明示の指示がある個人情報

(5) 公共の安全等に関する情報

開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報

(6) 国等関係情報

国等の機関との間における協議、依頼等により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報で、開示することにより、県と国等との協力関係又は信頼関係が不当に損なわれるおそれがあるもの

(7) 審議検討又は協議に関する情報

県の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報で、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

(8) 事務又は事業に関する情報

県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する個人情報で、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査又は取締りに係る事務

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務

ウ 調査研究に係る事務

エ 県、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業 等

(9) 未成年者に関する情報

未成年者の法定代理人による開示請求がなされた個人情報であって、開示することにより、当該未成年者の利益に反すると認められるもの

第13 部分開示(第18条)

実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されているときは、非開示情報が記録されている部分を除いて開示しなければならない。

第14 個人情報の存否に関する情報(第19条)

開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。

第15 開示決定等の期限(第21条)

開示決定等は、15日以内にななければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、60日を限度として延長することができる。

第16 開示決定等の期限の特例(大量請求の取扱い)(第22条)

開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、相当の部分につき期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

第17 第三者の意見の聴取等(第23条)

開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

第18 開示請求の特例(第25条)

実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭により開示請求をすることができる。

第19 費用の負担(第26条)

公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第20 訂正の請求(第27条)

開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、訂正の請求をすることができる。

第21 個人情報の訂正義務（第29条）

実施機関は、訂正請求があったときは、訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならない。

第22 訂正決定等の期限（第31条）

訂正決定等は、30日以内にしなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、75日を限度として延長することができる。

第23 削除の請求（第33条）

開示を受けた自己に関する個人情報が条例の規定に違反して収集されたと認める者は、削除の請求をすることができる。（以下、訂正請求の規定を準用）

第24 不服申立ての処理（第36条～第39条）

実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は削除決定等について不服申立てがあったときは、愛媛県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

第25 是正の申出（第40条）

自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正の申出をすることができる。

第26 是正の再申出（第41条）

是正の申出に係る処理の内容に不服があるときは、30日以内に再度の是正の申出をすることができる。実施機関は、再申出があったときは、愛媛県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

第27 苦情の処理（第42条）

実施機関は、個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第28 他の制度との調整等（第43条）

統計法等の規定により収集された個人情報は、条例の適用を除外する。

第29 愛媛県個人情報保護審議会（第44条～第52条）

不服申立て、是正の再申出に係る諮問に応じて行う調査審議、その他条例に規定された事項を行うために、愛媛県個人情報保護審議会を置く。

第30 審議会の調査権限（第45条～第52条）

（1）インカメラ審理

審議会は、必要があると認めるときは、個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。

（2）ヴォ-ン-インデックス

審議会は、必要があると認めるときは、個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

（3）調査審議手続の非公開

審議会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第31 罰則（第56条）

審議会委員について、審議会の調査審議において知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第32 施行期日（附則）

平成14年4月1日から施行する。ただし、審議会の意見を聴くことに関する部分は、公布の日から施行する。